

平成29年度
事業計画書

社会福祉法人 青松会
児童養護施設 清光学園

〒028-3172
岩手県花巻市石鳥谷町北寺林10-168-65

TEL/FAX 0198(45)5173

E-Mail:

seikougakuen@seikougakuen.jp

WEB:

www.seikougakuen.jp

目 次

1	基本理念及び基本方針	1
2	事業の目的	2
3	施設の沿革	2
4	施設の概要	2
5	運営の大要	3
	(1)職員配置	
	(2)組織系統図	
	(3)勤務体系	
	(4)ホーム編成	
	(5)職員資質の向上	
	(6)職員会議	
	(7)施設整備に向けた取り組み	
5	措置児童の状況	6
	(1)児童相談所別、市町村別措置の状況	
	(2)原因別被措置の状況	
	(3)知能の状況	
	(4)通学の状況	
	(5)保育	
6	児童支援	11

1 基本理念及び基本方針

【法人の理念】

「調和」

- (1)調和の取れた児童の育成
- (2)地域との調和のとれた施設運営
- (3)全ての役職員の調和の取れた養育

【法人の基本方針】

- (1)ガバナンス（組織統治）の確立
理事会を活性化するとともに、評議委員会を設置し、組織的な法人・施設運営に努めます。
- (2)コンプライアンス（法令遵守）の徹底
法令やルールに沿った法人・施設運営を行います。
- (3)社会に対する説明責任の徹底
ホームページや施設内掲示により情報を開示し、利用者や市民への説明責任を果たします。
- (4)公益的な取り組みの推進
地域の福祉ニーズに沿った公益的な事業に取り組み、福祉のまちづくりに貢献します。
- (5)職員育成の充実
体系的な研修プログラムを構築し、職員の資質向上に努めます。

【施設の基本理念】

「和の心と使命感をもって、たくましく思いやりのある児童を育成する」

【施設の基本方針】

- (1)子どもたちの最善の利益を基本に養護を行います。
- (2)子どもたちの権利を守り、生きる力を育みます。
- (3)職員は一つとなり、子どもたちとともに歩み、ともに成長します。
- (4)子どもたちにとってより家庭的な養護に努めます。
- (5)地域における子育ての支援に努めます。

2 事業の目的

児童福祉法第41条の規定に基づいて、入所措置された児童を深い愛情と専門的知識技術をもって、人間性豊かで心身ともに健全で、調和がとれた社会人となるように養護育成することを基本とする。

また、昨年度策定された家庭的養護推進計画に基づき、児童・職員が家庭的な生活をイメージ出来る経験を積む機会を設けていくとともに、里親支援専門相談員の導入など、ソフト面における具体的な取り組みも進めていく。また、小規模化に向けた施設整備については、継続して進めていく事とする。

3 施設の沿革

- (1) 昭和53年9月18日 社会福祉法人 青松会 設立認可(厚生省収第860号)
- (2) 昭和53年10月9日 法人設立登記
- (3) 昭和54年4月1日 養護施設 清光学園 事業開始

4 施設の概要

- (1) 施設名 児童養護施設 清光学園
- (2) 所在地 岩手県花巻市石鳥谷町北寺林10-168-65
- (3) 設置経営主体 社会福祉法人 青松会
- (4) 開所年月日 昭和54年4月1日
- (5) 敷地面積 2,869㎡
- (6) 建物 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建1棟
 - 1階 1,039.04㎡(体育館・渡り廊下含む)
 - 2階 151.86㎡
 - コンクリートブロック造陸屋根平屋建ボイラー室 15.00㎡
 - コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建ポンプ室 5.20㎡

(7) 小規模

- ① 地域小規模児童養護施設 「みずきホーム」
 - 所在地 花巻市石鳥谷町中寺林7-64-1
 - 住居 木造/亜鉛メッキ鋼板葺 2階建て (法人所有)
 - 延べ床面積 82.80㎡
 - 入居児童 6名
 - 職員 4名

- ② 小規模グループケア 「明光園」
 - 所在地 花巻市石鳥谷町北寺林10-188-3
 - 住居 木造/鉄板葺 2階建て (賃貸)
 - 延べ床面積 191.40㎡
 - 入居児童 7名
 - 職員 4名

(7) 園舎の内訳

室名	数	室名	数
居室（4人用）	2	脱衣室	2
居室（3人用）	10	浴室（職員用）	1
居室（2人用）	1	脱衣室（職員用）	1
居室（幼児用）	2	洗面所	4
アフターケア室	2	湯沸室	1
園長室	1	洗濯室	1
事務室	1	機械室	1
自習室	1	倉庫	7
講堂	1	便所	9
医務室	1	便所（職員用）	1
調理室	1	ポーチ	1
調理員用休憩室	1	外倉庫	2
浴室	2	ボイラー室	1

(8) 収容定員 本体 40名（本園34名 小規模グループケア6名）
 地域小規模児童養護施設 6名 計 46名

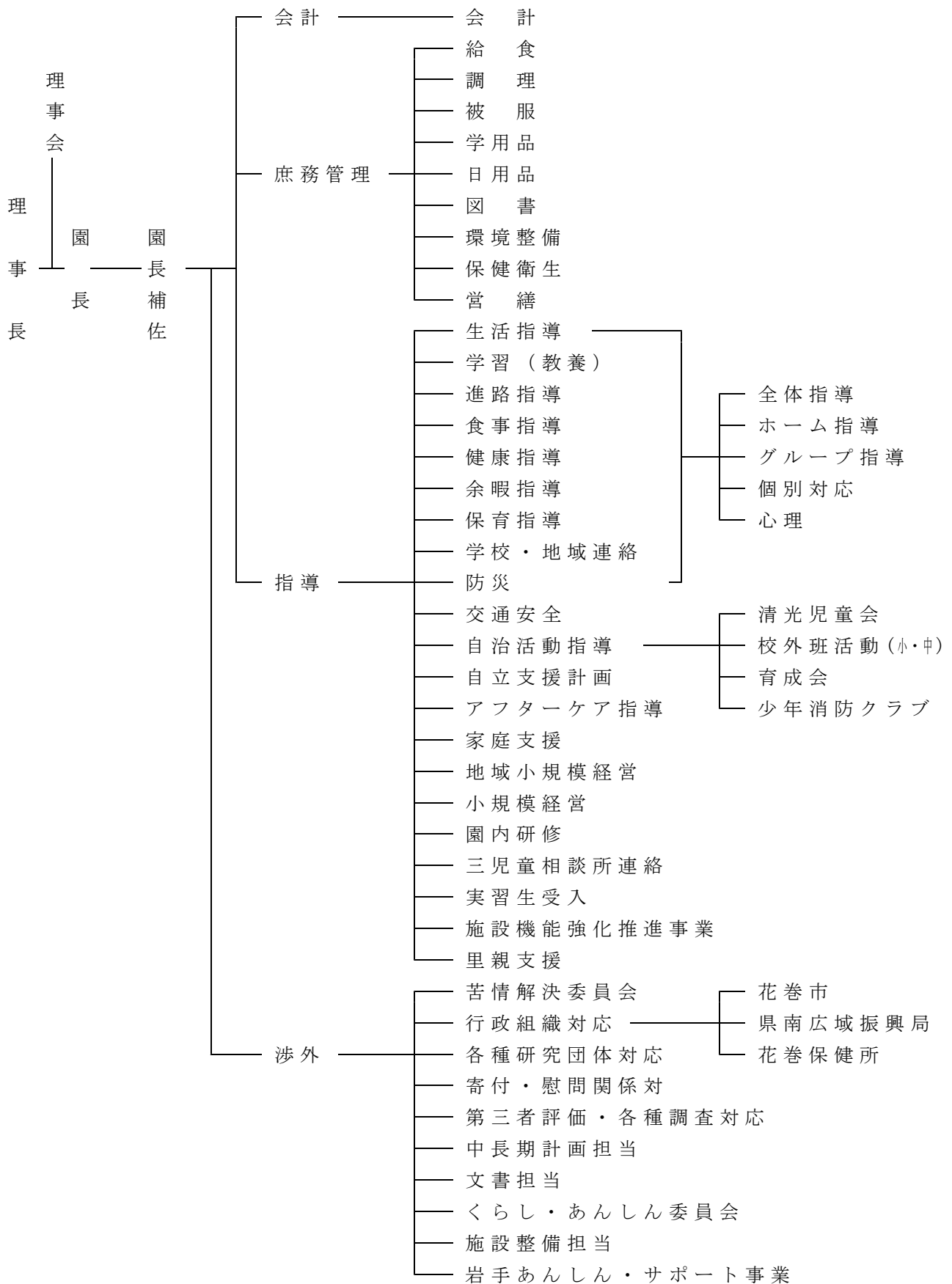
5 運営の概要

(1) 職員の配置

	園長	園長補佐	事務主任	家庭支援専門相談員	里親支援専門相談員	個別対応職員	心理療法師	主任児童指導員	基幹的職員	児童指導員	特別指導員	保育士	指導員補助	栄養士	調理員	小規模模職員	嘱託医	会計指導監査員	計
本園	1	(1)	1	1 (1)	1	(1)	1			3 (1) (1)	1	5 (1)	1	1	3 (1)				18 (8)
みずきホーム										2		1				(1)			3 (1)
明光園								(1)	(1)	1		1				(1)			3 (1)

() 臨時職員 [] 兼務

(2) 組織系統図



(3) 勤務体系

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6
直接 処 遇																			(日勤B) 1						
																			2 (宿直)						
調 理																			(早番) 3						
																			(早番A) 4						
																		(中番中) 5							
																		(遅番C) 6							
																		(調理早番)							
																		(遅番C)							
																		(日勤B)							

- ・ 宿直者は1、2、3を続けて行なう。
- ・ 学童生徒担当・・・日勤B、中番中、遅番C、早番A
- ・ 幼児担当・・・早番A、日勤B
- ・ 直接処遇日勤Bは土・日曜、祝祭日は8時30分より17時30分までとする。

(4) ホーム編成

	ホーム名	利用児童	職員構成
幼児	ひまわり	男女	職員3名
小学生	すみれ すずらん きく ゆり	女 女 男 男	職員4名
中・高校生	しゃくやく りんどう ききょう なでしこ あやめ うめり きさくら	男 男 男 男 男 女 女 女	職員8名
	地域小規模児童養護施設 「みずきホーム」	男	職員4名
	小規模グループケア 「明光園」	女	職員4名

(5) 職員資質の向上

基本方針達成のため、職員は資質の向上に努め、児童と職員の間関係はもちろんであるが、職員同士の間関係を良き状態に保ちながら、学園の社会化の推進として学園の機能を地域に開放し、明るい環境のうちに、児童の養護育成を期す。

階層別・職種別に各種研修会等に積極的に職員を受講させ、児童への適切な支援の充実や経営意識の向上にも努めるとともに、研修報告会を定期的実施し、職員全員のスキルアップを目指す。

資格取得の啓発を行い、職員の専門性を高めていく。

(6) 職員会議

基本計画に基づく諸計画の樹立及び実施並びに反省についての会議を行なう。月に一回各グループでのグループ会議を行い、討議内容を月に二回行われる全体会議で報告することにより、全体での共通理解を図る。

自立支援計画の策定については、各担当が作成したものを全体会議で精査し、児童それぞれの問題及び課題を共有する。

(7) 施設整備に向けた取り組み

清光学園中・長期計画に基づき、平成30年度施設新築に向け、新施設の実施設計を進める。

施設整備の資金調達に向け、ホームページに一般寄付金の呼びかけを行うとともに、行政機関に支援を要請する。

平成30年度で学園開設40周年を迎えることから、記念行事について検討する。

(8) 地域貢献への取り組み

社会福祉法人に求められている地域社会に貢献する取り組みとして、養育に大きな課題や困難がある家庭に対し、行政と連携し、ショートステイ事業やトワイライト事業等により積極的な支援に努める。

経済的に困窮する者への支援は、岩手県社会福祉法人経営者協議会によるいわて・安心サポート事業に参画し、所属する相談員及び社会福祉協議会担当者と連携し、経済的困窮者の支援に努める。

6 措置児童の状況 (平成29年4月1日見込み状況)

(1) 児童相談所別、市町村別措置の状況 (入所時の状況)

市町村名 (保護者居住地)	幼児		小学生		中学生		高校生		その他		合計	児相別		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		センター	宮古	一関
盛岡市				1	2	2	3				8	8		
花巻市	1	2	2	1	1						7	7		
北上市			2	1	2	1		1			7	7		
宮古市							1				1		1	
釜石市				1	1						2		2	
一関市								1			1			1
久慈市							1				1	1		
紫波郡 紫波町		1									1	1		
胆沢郡 金ヶ崎町		1									1			1
岩手郡 沼宮内町		1			1						2	2		
九戸郡 軽米町							1	1			2	2		
下閉伊郡 山田町	1					1					2		2	
上閉伊郡 大槌町						1	3				4		4	
計	2	5	4	4	7	5	9	3			39	29	9	2

(2) 原因別被措置の状況 (入所時の状況)

保護者の状況	主 訴 (入所時)		男	女	計
父母なし					
父母あり	虐待	身体的虐待	4		4
		ネグレクト	1	1	2
		心理的虐待	1		1
		性的虐待	1		1
	保護者の病気・入院		1	1	2
	保護者の養育能力欠如		4	1	5
	保護者の精神疾患				
	経済的理由		1	1	2
	児の障がい		4	1	5
	乳児院				
	その他				
父あり	虐待	身体的虐待	1	1	2
		ネグレクト	1	2	3
		心理的虐待			
		性的虐待			
	保護者の病気・入院		2		2
	保護者の養育能力欠如		2	1	3
	保護者の精神疾患			1	1
	経済的理由				
	児の障がい		2	2	4
	乳児院				
	その他				
母あり	虐待	身体的虐待	4	6	10
		ネグレクト	2	8	10
		心理的虐待	1	2	3
		性的虐待			
	保護者の病気・入院			2	
	保護者の養育能力欠如		1	2	3
	保護者の精神疾患		4	4	8
	経済的理由		1		1
	児の障がい		7	3	10
	乳児院		6	1	7
	その他(出奔)				
祖父母等	虐待	身体的虐待			
		ネグレクト	1	1	2
		心理的虐待			
		性的虐待			
	養育者の病気・入院				
	養育者の養育能力欠如				
	保護者の精神疾患		1	1	2
	経済的理由				
	児の障がい		1	1	2
	乳児院				
その他					
問題行動	不登校				
	暴力				
	虞犯				
	その他				
合計			52	43	95

※ 入所原因が複数あるため、入所児童数とは一致しない。

(3) 知能の状況 (結果がある者33名)

H29.4.1現在

① 田中ビネー

IQ 性別	55～70				71～90				91～110				111以上				合計
	幼	小	中	高	幼	小	中	高	幼	小	中	高	幼	小	中	高	
男		1										2					3
女											2			1			3
計		1									2	2		1			6

② WISC

IQ 性別	55以下				55～70				71～90				91～110				111以上				合計
	幼	小	中	高	幼	小	中	高	幼	小	中	高	幼	小	中	高	幼	小	中	高	
男			1					1		2	1	3			5	3			1		17
女								1		1	3			1	1	1					8
計			1					2		3	4	3		1	6	4			1		25

(4) 通学の状況

① 小学校

学年	普通		特別支援		合計
	男	女	男	女	
1	1	1			
2		2			
3			1		
4	1				
5	1	2			
6					
計	3	5	1		

② 中学校・高校

学年	普通		特別支援	
	男	女	男	女
中学校	1	3	3	
	2	2		
	3	1	3	1
小計	6	6	1	
高校	1	5	1	
	2	1		1
	3	2	1	1
小計	8	2	1	1
計	17	13	3	1

児童の通学先

小学校	花巻市立石鳥谷小学校
中学校	花巻市立石鳥谷中学校
高等学校	岩手県立花巻農業高等学校 岩手県立紫波総合高等学校 岩手県立大迫高等学校 岩手県立花巻南高等学校 岩手県立花北青雲高等学校 岩手県立花巻清風支援学校 岩手県立盛岡峰南高等支援学校 私立花巻東高等学校 私立専修大学北上高等学校 私立盛岡スコーレ高等学校 私立江南義塾盛岡高等学校

(5) 保 育

園内保育の実施の他、集団場面での社会性の涵養を目的とし幼稚園通園を実施する。

通園先	ゆもと幼稚園
-----	--------

7 児童支援

社会的養護を担う施設として、保護者の適切な養育を受けられない子どもの心身な健やかな成長とその自立を支援するとともに、養育に困難を抱える子ども家庭への支援を行う。

【子どもの権利擁護】

- (1)子どもの処遇に当たっては、子どもの持つ「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障することを基本とする。また、子どもの発達段階に応じて、その意見は十分尊重する。

【個別化と家庭的養護の推進】

- (1)命の尊さ（生命の尊厳）を認識し、一人ひとりの個人を尊重した処遇を行う。また、その処遇に当たっては子どもに対する受容的・支持的関わりを心掛け、個々の子どもの気持ちを汲み取るよう努める。
- (2)個人が集団の中に埋もれることのないよう子ども一人ひとりの自立支援計画を策定し、支援目標や支援方法などを明確にする。
- (3)ケア単位を小規模化し、家庭的養護を推進する。
- (4)里親の育成のための支援や連携により、家庭養護の充実に努める。

【発達の保障と自立支援】

- (1)生活指導、学習指導、職業指導を通じて、子ども期の健全な発達の保障と自立した社会生活に必要な基礎的な力の形成を目指す。
- (2)心身ともに豊かな子どもの育成を目指し、子どもの主体性、創造性を尊重した擁護を確立するとともに、自立心の涵養を図る。

【回復を目指した支援】

- (1)虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復を目指し、心理療法による心のケアやマンツーマンの対応を心掛ける。また、大切にされる体験を積み重ねることで信頼関係や自己肯定感（自尊心）を育む。

【家族との連携・協働】

- (1)子が親を想う心を思い、子どもとその親との関係を大切にした支援を行う。また、親と連携した子どもへの支援に努める。
- (2)子どもの早期家庭復帰と虐待の再発防止に向け、家庭の養育機能の回復支援、親子間の関係性のゆがみの修復など、家庭環境の調整、親子関係の再構築支援に努める。

【地域における子育ての支援】

- (1)核家族化や人と人との繋がり希薄化など子育てしづらい状況を踏まえ、地域におけるすべての子ども家庭を支援するため、ショートステイやトワイライトステイ等の子育て支援の取り組みを積極的に行う。
- (2)地域における専門的援助が必要な子どもや家庭に対する支援が展開できるよう、

施設の特性を生かした相談援助機能を充実させ、児童家庭支援センターの設置を検討していく。

【継続的支援と連携アプローチ】

- (1) 園内での養護にとどまらず、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、退園後に子どもが「自立」するまでのアフターケアなど、入所前の状況等も踏まえ、その始まりからアフターケアまで一貫性のある養育と継続的な支援に努める。
- (2) 学校、幼稚園、児童相談所、市町村、民生児童委員、保健所、医療機関などの様々な社会的養護の担い手と連携を密にし、職員全員がそれぞれの専門性を発揮し、社会全体での子育てに努める。

【ライフサイクルを見通した支援】

- (1) 社会的養護は、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返される子育てのサイクルへの支援が求められており、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていくような支援を心掛ける。

【その他】

- (1) 職員は、子どもを指導するに当たり、身体的苦痛や人格的辱めを加えるなど、懲戒権の乱用となる行為を行わない。また職員は、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他の子どもの心身に有害な影響を与える行為を行わない。
- (2) 職員は、子ども達や親が抱える多様なニーズや発達課題に対し、知識・技術・経験に裏打ちされた支援を行うため、専門的知識・援助技術の習得に努める。
- (3) 地域の福祉ニーズに基づく公益的な取り組み、地域住民との交流、施設機能の解放などを通じ、地域に開かれた施設作りを行う。
- (4) 施設運営の質の向上を図るため、3年に1回の外部委員による第三者評価を今年度受審し、その結果を公表する。

【養護目標】

(1) 生活指導

- ① 集団生活の規律を守り、生活意欲を高め自立向上を図る。
- ② 生活習慣の形成及び生活スキルの習得を図る。
- ③ 返事、挨拶の定着を図る。

(2) 学習指導

- ① 学習の習慣化と学力向上を図る。

(3) 食事指導

成長期に、極めて重要な栄養を考慮し、心身が健全に発達し、一人一人が年齢・能力に応じた望ましい食習慣を身につけるようにする。小規模グループケア及び地域小規模においては、買い物、調理、片付けを通して、食育支援を行う。

- ① 正しい食事作法を身につける。
- ② おいしく頂き、食事がとれることに感謝する。

(4) 保健衛生指導

年2回職員、児童の健康診断を実施する。又、給食従事職員に対しては、毎月1回細菌検査を行い、予防接種も適宜、保護者の承諾のもとに実施する。児童の通院による毎日の服薬については、個人毎、服薬時間毎に仕分けし管理することとし、宿直職員が確実に服薬させることにより飲み忘れを防止する。

- ① 健康の保持・増進を図り疾病の早期発見・早期治療に努める。
- ② 衛生管理の徹底

(5) 余暇指導

運動をすることによる身体機能の向上及び協調性を養うとともに、後始末、手入れ、保存の習慣を付けさせる。

- ① 様々な地域活動に参加し社会性を養う。
- ② 集団による余暇活動の中で他者との協調心、思いやる心を育てる。

(6) 保育指導

- ① 基本的な生活習慣の確立。
- ② 幼稚園に通園し社会能力を高めていく。

(7) 地域交流

- ① 地域の一員として交流を深める。
- ② 施設設備を開放することにより、施設や施設機能の啓蒙を図る。

(8) 防災

- ① 防火計画をに基づき避難訓練を実施し、安全の確保に努める。

(9) 少年消防クラブ

- ① 消防クラブ活動により児童の防災意識を高め、地域防災へも貢献していく。

(10) 児童会活動

- ① 児童の自主性と協調性を養うと共に、主体的に日常生活のあり方について考え、行動できるような場を提供する。

(11) 交通安全

- ① 交通ルール、マナーを覚え守り、事故を起こさないようにする。

(12) 被服

- ① いつも清潔で正しい服装をする。又、衣類は大切に着用する。

(13) 学用品

- ① 物を大切に使う習慣を身に付ける。
- ② むやみに支給せず、必要に応じて正しく支給する。

(14) 日用品

- ① 支給されたものは丁寧に最後まで使い切るように支援する。

(15) 図書

- ① 読書を推進し定着させていく。

(16) 環境整備

- ① 清潔で安全な環境に努める。
- ② 施設備品を丁寧に取り扱い扱わせることにより、物を大切にすることを養う。

(17) 進路指導

- ① 自分の現状を理解し、進路決定に向けて早くから取り組みを始める。
- ② 保護者や関係機関と連携し、希望する進路の実現に務める。

(18) 特別指導

① 学習支援やスポーツを通して、児童の健全な育成を推進していく。

(19) アフターケア

① 退園生が自立した生活を営み、維持継続できるように援助していく。

② 退園生からの連絡や訪問に対応する。

(20) 実習生受け入れ

① 児童養護施設の役割、業務、子ども達の生活を理解させ、将来児童福祉を担う可能性のある人材に対し、興味関心を高めていく。

(21) 家庭支援

① 児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、親子関係の再構築等を図れるよう養育相談・指導を行う。

(22) 施設機能強化推進事業

① 施設機能強化推進費を用いて児童の活動や地域交流、防災対策等に有効に活用できるようにする。

(23) 小規模ケア（みずきホーム・明光園）

① 家庭的な雰囲気の中で安定した生活を子ども達と共に築き、社会スキルも身につけさせていく。

② 個別的な関わりの中で心身の安定を図る。

(24) 園内研修

① 年間計画に基づき各種の研修を実施し、児童の支援に努める。

(25) 個別対応

① 被虐待児への個別対応及び問題を抱えた児童への支援を行っていく。

(26) 里親支援

① 児童と里親の側に立ち、里親委託の推進と里親支援を行う。

(27) 心理

① 安心感、信頼感を大切に、心理療法を行う。

② 面接を子どもの見立てと生活支援に役立てる。